

葉山町ファシリティマネジメント会議設置要綱新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| ○葉山町ファシリティマネジメント会議設置要綱 制定 令和元年5月21日 改定 令和2年4月1日 改定 令和3年5月17日 改定 <u>令和4年5月19日</u> (設置) 第1条 本町における「みんなの公共施設未来プロジェクト」を推進し、本町が保有する公共施設やインフラ（以下「公共施設等」という。）の修繕、更新、統廃合及び長寿命化等を含めた総合的な管理の実現並びに公共施設等の機能を将来にわたって維持していくことを検討するため、葉山町ファシリティマネジメント <u>会議（以下「FM会議」という。）</u> を設置する。 (所掌事務) 第2条 <u>FM会議</u> は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 公共施設等に関する計画の策定に関すること。 (2) 公共施設等の適正な配置及び効率的な管理運営に関すること。 (3) ファシリティマネジメントの推進に係る取組状況等の周知に関すること。 (4) その他ファシリティマネジメントの推進に関すること。 (組織) 第3条 <u>FM会議は、議長、副議長及び委員</u> をもって組織する。 2 <u>議長</u> は、町長とする。 3 <u>副議長</u> は、副町長とする。 4 <u>委員</u> は、教育長とする。 | ○葉山町ファシリティマネジメント会議設置要綱 制定 令和元年5月21日 改定 令和2年4月1日 改定 令和3年5月17日 (設置) 第1条 本町における「みんなの公共施設未来プロジェクト」を推進し、本町が保有する公共施設やインフラ（以下「公共施設等」という。）の修繕、更新、統廃合及び長寿命化等を含めた総合的な管理の実現並びに公共施設等の機能を将来にわたって維持していくことを検討するため、葉山町ファシリティマネジメント <u>事業本部（以下「事業本部」という。）</u> を設置する。 (所掌事務) 第2条 <u>事業本部</u> は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 公共施設等に関する計画の策定に関すること。 (2) 公共施設等の適正な配置及び効率的な管理運営に関すること。 (3) ファシリティマネジメントの推進に係る取組状況等の周知に関すること。 (4) その他ファシリティマネジメントの推進に関すること。 (組織) 第3条 <u>事業本部は、本部長、副本部長及び本部員</u> をもって組織する。 2 <u>本部長</u> は、町長とする。 3 <u>副本部長</u> は、副町長とする。 4 <u>本部員</u> は、教育長 <u>及び参事</u> とする。 |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (職務) 第4条 <u>議長は、FM会議</u> を代表し、会務を総理する。 2 <u>副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長</u> が欠けたときはその職務を代理する。 | (職務) 第4条 <u>本部長は、事業本部</u> を代表し、会務を総理する。 2 <u>副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長</u> が欠けたときはその職務を代理する。 |
| (会議) 第5条 <u>FM会議</u> は、必要に応じて <u>議長</u> が招集する。 2 <u>議長</u> は、必要があると認めるときは <u>FM会議委員以外の者</u> を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴くこと又は資料等の提出を求めることができる。 | (会議) 第5条 <u>事業本部会議</u> は、必要に応じて <u>本部長</u> が招集する。 2 <u>本部長</u> は、必要があると認めるときは <u>事業本部以外の者</u> を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴くこと又は資料等の提出を求めることができる。 |
| (作業チーム) <u>第6条</u> FM会議に次の各号に掲げる作業チーム（以下「作業チーム」という。）を設置し、施策及び事業等を専門的に検討並びに立案（以下「検討等」という。）する。 （1）コミュニティ施設チーム （2）行政施設チーム （3）福祉施設チーム （4）教育施設チーム 2 作業チームが検討等を行う対象施設及び当該作業チームの構成員は、別表のとおりとする。 3 前項に規定する構成員には、別表に規定する構成員が指名する者を当該作業 | (F M会議) <u>第6条</u> 事業本部会議に提案する施策、事業等を専門的に検討及び立案するため、葉山町ファシリティマネジメント会議（以下「FM会議」という。）を設置する。 2 FM会議は、別表1に掲げるものをもって組織し、これに議長及び副議長を置く。 3 議長は、参事とする。 4 副議長は、政策財政部長とする。 (作業チーム) <u>第7条</u> FM会議に次の各号に掲げる作業チームを設置し、施策及び事業等を専門的に検討並びに立案（以下「検討等」という。）する。 （1）コミュニティ施設チーム （2）行政施設チーム （3）福祉施設チーム （4）教育施設チーム 2 前項各号に掲げる作業チームが検討等を行う対象施設及び当該作業チームの構成員は、別表第2のとおりとする。 3 前項に規定する構成員には、別表第2に規定する構成員が指名する |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>チームの構成員に加えることができる。</p> <p>4 複数の作業チーム及び関係職員による検討等が必要なときは、第7条第2項に規定する事務局長が対象職員を招集して協議する。</p> <p>5 作業チームは、検討等の結果を随時FM会議に報告するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 FM会議に事務局を設置し、<u>これに</u>事務局員を置く。</p> <p>2 事務局長は、政策財政部長とする。</p> <p>3 事務局員は、政策課長、財政課長及び公共施設課長とする。</p> <p>4 事務局に係る庶務は、公共施設課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、FM会議の運営に関し必要な事項は、<u>議</u>第9条 この要綱に定めるもののほか、事業本部及びFM会議の運営に長がFM会議に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、令和元年5月21日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、令和3年5月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、令和4年5月19日から施行する。</p> | <p><u>ものを</u>当該作業チームの構成員に加えることができる。</p> <p>4 複数の作業チーム及び関係職員による検討等が必要なときは、第7条第2項に規定する事務局長が対象職員を招集して協議する。</p> <p>5 作業チームは、検討等の結果を随時FM会議に報告するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 事業本部に事務局を設置し、事務局長及び事務局員を置く。</p> <p>2 事務局長は、政策財政部長とする。</p> <p>3 事務局員は、政策課長、財政課長及び公共施設課長とする。</p> <p>4 事業本部及びFM会議に係る庶務は、公共施設課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、事業本部及びFM会議の運営に関し必要な事項は、本部長が事業本部会議に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、令和元年5月21日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、令和3年5月17日から施行する。</p> |

別表第1(第6条関係)

**町長、副町長、教育長、参事、政策財政部長、総務部長、福祉部長
及び教育部長**

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------------|---|--------------|--------------------|--|--------------|
| <u>別表（第6条関係）</u> | | | <u>別表第2（第7条関係）</u> | | |
| 作業チーム名 | 対象施設 | 構成員 | 作業チーム名 | 対象施設 | 構成員 |
| コミュニティ施設チーム | 町内会館及び自治会館、 <u>まちづくり館</u> 、福祉文化会館並びに未利用地等 | 政策財政部長 | コミュニティ施設チーム | 町内会館及び自治会館、 <u>まちづくり協会</u> 、福祉文化会館並びに未利用地等 | 政策財政部長 |
| 行政施設チーム | 役場庁舎、保育園・教育総合センター、消防庁舎及び消防分団詰所 | 総務部長及び消防長 | 行政施設チーム | 役場庁舎、保育園・教育総合センター、消防庁舎及び消防分団詰所 | 総務部長及び消防長 |
| 福祉施設チーム | 保健センター、児童館、青少年会館、町営住宅及びいこいの家 | 福祉部長 | 福祉施設チーム | 保健センター、児童館、青少年会館、町営住宅及びいこいの家 | 福祉部長 |
| 教育施設チーム | 学校、図書館、しおさい公園及び南郷上ノ山公園 | 教育部長及び都市経済部長 | 教育施設チーム | 学校、図書館、しおさい公園及び南郷上ノ山公園 | 教育部長及び都市経済部長 |